

○沖縄県警察情報セキュリティに関する訓令

(平成15年12月11日沖縄県警察本部訓令第16号)

改正 平成20年3月3日訓令第8号 平成30年3月20日沖縄県警察本部訓令第7号

(目的)

第1条 この訓令は、沖縄県警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって沖縄県警察における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 沖縄県警察情報システム 沖縄県警察が設置する情報システム及び警察庁が設置する情報システムであって、沖縄県警察が設置する情報システムと接続されているものをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
  - ア 沖縄県警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が沖縄県警察情報システムに入力されたものを含む。）
  - イ 沖縄県警察情報システムから出力された情報
  - ウ 沖縄県警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって沖縄県警察職員（以下「警察職員」という。）が職務上取り扱うもの
  - エ 沖縄県警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(情報セキュリティ管理者)

第3条 沖縄県警察に情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、沖縄県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括する。

(情報セキュリティ管理補助者)

第4条 沖縄県警察に情報セキュリティ管理補助者を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理補助者は、情報セキュリティ管理者を補佐するほか、情報セキュリティに関する事項について必要な事務を行うものとする。

(情報セキュリティに関する事項)

第5条 情報セキュリティ管理者は、関係所属の意見を聞き、沖縄県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理対象情報の分類及び対策の基準
  - (2) 遵守事項に対する例外措置の適用の申請を審査するための手続
  - (3) (1)及び(2)に定める事項の見直しを行う必要性の有無
  - (4) 年度情報セキュリティ監査計画
  - (5) 年度情報セキュリティに関する監査結果に基づく対策
  - (6) 沖縄県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止策その他の沖縄県警察における情報セキュリティに関する事項で、情報セキュリティ管理者が重要と認めるもの
- (管理対象情報の分類及び管理)

第6条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(警察職員の責務)

第7条 警察職員は、沖縄県警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(監査)

第8条 沖縄県警察に情報セキュリティ監査責任者を置き、首席監察官をもって充てる。

2 情報セキュリティ監査責任者は、沖縄県警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査の実施を統括するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成15年12月11日から施行する。

附 則(平成20年3月3日訓令第8号)

この訓令は、平成20年3月3日から施行する。

附 則(平成30年3月20日沖縄県警察本部訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(沖縄県警察情報処理能力検定に関する訓令の一部改正)

2 沖縄県警察情報処理能力検定に関する訓令(平成5年沖縄県警察本部訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表初級の項中「警察情報セキュリティに関する訓令」を「警察における情報セキュリティに関する訓令」に、「警察情報システム及び都道府県警察において警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機(以下「警察情報システム等」という。)」を「警察情報システム」に、「警察情報システム等の」を「警察情報システムの」に改

め、同表中級の項及び上級の項 中「警察情報システム等」を「警察情報システム」に改める。